平成 24 年 6 月定例会（平成 24 年 6 月 27 日）

越谷・松伏水道企業団議会会議録

越谷・松伏水道企業団議会

越谷・松伏水道企業団議会会議録

目　　次

招集告示 …… 1
応招・不応招議員 …… 2

議　　事

６月２７日（水）
○開　　会 …… 5
○開　　議 …… 5
○諸般の報告 …… 5
○仮議席の指定 …… 5
○副議長選挙 …… 5
○当選告知 …… 6
○副議長就任のあいさつ …… 6
○議事日程の追加 …… 6
○議長の辞職 …… 7
○前議長退任のあいさつ …… 7
○議事日程の追加 …… 8
○議長選挙 …… 8
○当選告知 …… 8
○議長就任のあいさつ …… 9
○議席の指定 …… 9
○議事日程の追加 …… 9
○議席の一部変更 …… １０
○諸般の報告 …… １０
○議会運営委員の選任 …… １０
○諸般の報告 …… １１
○会議録署名議員の指名 …… １２
○会期の決定 …… １２
○企業団行政に対する一般質問 …… １２
○諸般の報告 …… ２１

○特定事件の議会運営委員会付託 …… ２１
○閉　　議 …… ２１
○企業長のあいさつ …… ２１
○閉　　会 …… ２２
署名議員 …… ２３

水企告示第２３号

平成２４年６月越谷・松伏水道企業団議会定例会を次のとおり招集する。

平成２４年６月２０日

越谷・松伏水道企業団
企業長　　福　　岡　　章

１　期　　日　　平成２４年６月２７日

２　場　　所　　越谷・松伏水道企業団議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

平成２４年６月定例会　　会期６月２７日　１日間

応招議員　　１５名

１番	佐々木	浩	議員	２番	畑	谷	茂	議員
３番	堀	越	利	雄	議員	４番	渡	辺	忠	夫	議員
５番	島	田	玲	子	議員	６番	橋	詰	昌	児	議員
７番	江	原	千	恵	子	議員	８番	福	田	晃	議員
９番	橋	本	哲	寿	議員	１０番	髙	橋	昭	男	議員
１１番	伊	藤	治	議員	１２番	菊	地	貴	光	議員
１３番	武	藤	智	議員	１４番	松	島	孝	夫	議員
１５番	髙	橋	幸	一	議員					

不応招議員　　なし

６月定例会　第１日

平成２４年６月２７日（水曜日）

議　事　日　程

１　開　　会

２　開　　議

３　諸般の報告

４　仮議席の指定

５　副議長選挙

６　議長の辞職

７　議長選挙

８　議席の指定

９　議席の一部変更

１０　諸般の報告

１１　議会運営委員の選任

１２　諸般の報告

１３　会議録署名議員の指名

１４　会期の決定

１５　企業団行政に対する一般質問

１６　諸般の報告

１７　特定事件の議会運営委員会付託

１８　閉　　議

１９　閉　　会

（開議　午前１０時１９分）

出席議員　１５名

１番	佐々木	浩	議員		２番	畑	谷	茂	議員
３番	堀	越	利	雄	議員	４番	渡	辺	忠	夫	議員
５番	島	田	玲	子	議員	６番	橋	詰	昌	児	議員
７番	江	原	千恵子		議員	８番	福	田	晃		議員
９番	橋	本	哲	寿	議員	１０番	髙	橋	昭	男	議員
１１番	伊	藤	治		議員	１２番	菊	地	貴	光	議員
１３番	武	藤	智		議員	１４番	松	島	孝	夫	議員
１５番	髙	橋	幸	一	議員						

欠席議員　　なし

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

福岡　章	企業長
須田　尚治	局長
落合　茂樹	次長兼施設課長
石垣　利一	副参事兼配水管理課長
菊地　栄一	総務課長
島村　敏仁	お客さま課長
豊島　政男	配水管理課主幹

参与として出席した者の職氏名

高橋　努	越谷市長
会田　重雄	松伏町長

書　　記

真子　憲一郎	総務課庶務係長
後藤　路子	総務課庶務係主査
莇　雄司	総務課庶務係主査

１０時１９分　　開　会

◎開会の宣告

○（伊藤　治議長）　おはようございます。本日はご苦労さまです。

ただいまから平成24年６月定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○（伊藤　治議長）　これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○（伊藤　治議長）　この際、諸般の報告をいたします。

△議員選挙結果報告

○（伊藤　治議長）　去る平成24年４月19日付をもって松伏町議会選出議員の任期満了に伴い、新たに同年４月20日付で、渡辺忠夫議員、堀越利雄議員、髙橋昭男議員が選挙されました。

また、松伏町議会選出議員の任期満了に伴い、議会運営委員１名が欠けましたので、越谷・松伏水道企業団議会委員会条例第６条ただし書きの規定により、同年５月９日付で、議長が堀越利雄議員を議会運営委員に指名いたしました。

また、越谷市議会選出の野口佳司議員が平成24年６月１日付で辞職され、新たに同日付で橋本哲寿議員が選挙されました。

さらに、越谷市議会選出の樫村紀元議員が平成24年６月11日付で辞職され、新たに同年６月12日付で菊地貴光議員が選挙されましたので、ご報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎仮議席の指定

○（伊藤　治議長）　この際、議事進行上、仮議席の指定を行います。

今回、新たに選挙された議員の仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

◎副議長選挙

○（伊藤　治議長）　次に、副議長選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第２項の規定により、指名推選にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○（伊藤　治議長）　ご異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法は、私から指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**（伊藤　治議長）**　ご異議なしと認めます。

したがって、私から指名することに決しました。

副議長に渡辺忠夫議員を指名いたします。

ただいま私から指名いたしました渡辺忠夫議員を当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**（伊藤　治議長）**　ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました渡辺忠夫議員が副議長に当選されました。

◎当選告知

○**（伊藤　治議長）**　渡辺忠夫議員が議場におられますので、越谷・松伏水道企業団議会会議規則第32条第２項の規定により告知いたします。

◎副議長就任のあいさつ

○**（伊藤　治議長）**　渡辺忠夫議員、登壇して就任のあいさつをお願いいたします。

〔渡辺忠夫副議長登壇〕

○**（渡辺忠夫副議長）**　おはようございます。

ただいまは議員皆様のご推挙をいただきまして、越谷・松伏水道企業団議会の副議長の大役を仰せつかりました。もとより浅学非才の身でございますが、皆様のご指導、ご協力をいただきながら議長を補佐し、職務の遂行に全力を尽くしてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎休憩の宣告

○**（伊藤　治議長）**　この際、暫時休憩いたします。

１０時２３分　　休　憩

１０時２５分　　再　開

◎開議の宣告

○**（渡辺忠夫副議長）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議事日程の追加

○**（渡辺忠夫副議長）**　ただいま伊藤治議長から、辞職願が提出されました。

お諮りいたします。この際、伊藤治議長の辞職の件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**（渡辺忠夫副議長）**　ご異議なしと認めます。

したがって、この際、伊藤治議長の辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

◎議長の辞職

○**（渡辺忠夫副議長）**　まず、辞職願を総務課庶務係長に朗読させます。

〔総務課庶務係長朗読〕

○**（真子憲一郎総務課庶務係長）**　朗読いたします。

辞　職　願

今般都合により議長を辞職したいので、許可されるよう願い出ます。

平成24年６月27日

越谷・松伏水道企業団議会

議　長　　伊　藤　　治

越 谷 ・ 松 伏 水 道 企 業 団 議 会

副議長　渡　辺　忠　夫　様

以上でございます。

○**（渡辺忠夫副議長）**　お諮りいたします。

伊藤治議長の辞職を許可することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○**（渡辺忠夫副議長）**　挙手は全員であります。

したがって、伊藤治議長の辞職を許可することに決しました。

◎前議長退任のあいさつ

○**（渡辺忠夫副議長）**　この際、伊藤治前議長より、あいさつのため発言を求められておりますので、許可いたします。

〔伊藤　治議員登壇〕

○**（伊藤　治議員）**　発言の許可をいただきましたので、議長退任に当たり、一言御礼のごあいさつをさせていただきたいと存じます。

昨年の６月定例会におきまして、議員各位からご推挙をいただき、議長という大役を仰せつかりまして、約１年間大過なくその職責を全うすることができました。これもひとえに議員各位、執行

部各位のご協力のたまものではなかろうかと、改めて感謝と御礼を申し上げる次第でございます。

これより先は一議員といたしまして、越谷、松伏両市町民の皆様に安全で安心な水を安定的に供給できますように、議員といたしまして邁進していく所存でございますので、引き続きご理解とご協力、そしてご指導、ご鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げまして、御礼のごあいさつとさせていただきたいと存じます。皆さん、ありがとうございました。

◎議事日程の追加

○**（渡辺忠夫副議長）**　ただいま議長が欠員となっております。

お諮りいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**（渡辺忠夫副議長）**　ご異議なしと認めます。

したがって、この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

◎議長選挙

○**（渡辺忠夫副議長）**　これより議長選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第２項の規定により、指名推選にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**（渡辺忠夫副議長）**　ご異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法は、私から指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**（渡辺忠夫副議長）**　ご異議なしと認めます。

したがって、私から指名することに決しました。

議長に佐々木浩議員を指名いたします。

ただいま私から指名いたしました佐々木浩議員を当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**（渡辺忠夫副議長）**　ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました佐々木浩議員が議長に当選されました。

◎当選告知

○**（渡辺忠夫副議長）**　佐々木浩議員が議場におられますので、会議規則第32条第２項の規定により

告知いたします。

◎議長就任のあいさつ

○（渡辺忠夫副議長）　佐々木浩議員、登壇して就任のあいさつをお願いいたします。

〔佐々木　浩議長登壇〕

○（佐々木　浩議長）　ただいまは議員皆様方のご推挙によりまして、越谷・松伏水道企業団議会の議長という要職を賜り、身に余る光栄でございます。議長となりましたからには、職務の重要性を深く認識し、精いっぱい水道議会の運営に力を注いでまいりますので、議員皆様方の重ねてのお力添えを心からお願い申し上げまして、簡単ではございますが、議長就任のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○（渡辺忠夫副議長）　佐々木浩議長、議長席へお着きいただきたいと思います。

〔佐々木　浩議長、議長席へ着く〕

◎休憩の宣告

○（佐々木　浩議長）　この際、暫時休憩いたします。

１０時３３分　　休　憩

１０時４５分　　再　開

◎開議の宣告

○（佐々木　浩議長）　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議席の指定

○（佐々木　浩議長）　次に、議席の指定を行います。

今回、新たに選挙された議員の議席は、会議規則第４条の規定により、私から指定いたします。

堀越利雄議員を３番に、渡辺忠夫議員を４番に、髙橋昭男議員を10番に、菊地貴光議員を11番に、橋本哲寿議員を14番に指定いたします。

◎議事日程の追加

○（佐々木　浩議長）　お諮りいたします。

この際、議席の一部変更の件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○（佐々木　浩議長）　ご異議なしと認めます。

したがって、この際、議席の一部変更の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎議席の一部変更

○**（佐々木　浩議長）**　議席の一部変更の件を議題といたします。

会議規則第４条第３項の規定により、１番伊藤治議員を11番に、９番髙橋幸一議員を15番に、11番菊地貴光議員を12番に、12番武藤智議員を13番に、13番松島孝夫議員を14番に、14番橋本哲寿議員を９番に、15番佐々木浩を１番に変更したいと思います。

お諮りいたします。ただいま申し上げましたとおり、議席の一部を変更することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**（佐々木　浩議長）**　ご異議なしと認めます。

したがって、議席の一部を変更することに決しました。

◎休憩の宣告

○**（佐々木　浩議長）**　この際、暫時休憩いたします。

１０時４６分　　休　憩

１０時４８分　　再　開

◎開議の宣告

○**（佐々木　浩議長）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告

○**（佐々木　浩議長）**　この際、諸般の報告をいたします。

△議会運営委員の辞任報告

○**（佐々木　浩議長）**　平成23年６月27日に選任された議会運営委員は、本年６月26日までの任期となりますが、委員会条例第２条第３項の規定により、後任者が選任されるまで在任しておりましたが、本日付で全委員が辞任をしておりますので、報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議会運営委員の選任

○**（佐々木　浩議長）**　これより議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員の選任については、委員会条例第６条の規定により、３番堀越

利雄議員、５番島田玲子議員、６番橋詰昌児議員、７番江原千恵子議員、13番武藤智議員、15番髙橋幸一議員、以上６人を選任したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**（佐々木　浩議長）**　ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した議員を議会運営委員に選任することに決しました。

◎休憩の宣告

○**（佐々木　浩議長）**　この際、暫時休憩いたします。

１０時４９分　　休　憩

１１時２７分　　再　開

◎開議の宣告

○**（佐々木　浩議長）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告

○**（佐々木　浩議長）**　この際、諸般の報告をいたします。

△議会運営委員会における正副委員長の互選結果報告

○**（佐々木　浩議長）**　議会運営委員会における正副委員長の互選結果を報告いたします。

委員長に武藤智委員、副委員長に堀越利雄委員が互選されました。

△平成２３年度水道事業会計予算繰越報告

○**（佐々木　浩議長）**　次に、企業長から平成23年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計予算繰越計算書の報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△業務概況の報告

○**（佐々木　浩議長）**　次に、平成23年４月から平成24年３月までの業務概況報告を参考までにお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△出納検査の報告

○**（佐々木　浩議長）**　次に、監査委員から出納検査の結果について報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△会議の説明出席者の報告

○**（佐々木　浩議長）**　次に、説明員の出席通知がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○**（佐々木　浩議長）**　次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第81条の規定により、私から２番畑谷茂議員、３番堀越利雄議員、４番渡辺忠夫議員を指名いたします。

◎会期の決定

○**（佐々木　浩議長）**　次に、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は本日１日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**（佐々木　浩議長）**　ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日１日間と決定いたしました。

◎企業団行政に対する一般質問

○**（佐々木　浩議長）**　次に、企業団行政に対する一般質問を行います。

今定例会における質問発言者及び答弁指定者につきましては、あらかじめ一般質問通告一覧表をお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

発言順に従いまして、順次質問を許します。

15番、髙橋幸一議員、企業団行政に対する２件の質問事項について発言を許します。

登壇して発言願います。

〔15番　髙橋幸一議員登壇〕

○**15番（髙橋幸一議員）**　おはようございます。議長の許可をいただきましたので、さきに通告してあります２項目、数点について、順次質問をさせていただきます。

初めに、危機管理の初動体制の機能維持策についてお伺いします。私は、昨年12月議会で、業務継続計画ＢＣＰについて質問をさせていただきました。その後、市議会会派の有志で、岩手県遠野市や宮城県仙台市の行政調査を行いましたので、今回の質問に関する調査の一部を紹介させていただきます。

まず、遠野市では、3.11の大震災時の後方支援の拠点として提供された経緯など、本田市長みず

から当時の様子について１時間余り説明を受けることができました。遠野市が、被災地の後方支援拠点の整備をしたのは、本田市長が岩手県職員当時の思いや過去の大地震により、岩手県沿岸は多くの津波被害を受けていたこと、遠野市が昔から沿岸と内陸の交流拠点だったこと、さらには今後発生の確率が高いとされる宮城県沖地震に備え、支援体制の必要性を感じ、準備を始めたとのことです。

そして、平成19年には岩手県総合防災訓練を遠野市を会場に実施し、平成20年には２日間にわたり、東北方面隊震災対処訓練（みちのくアラート2008）として、東北６県所在の自衛隊全部隊及び岩手、宮城両県の自治体、警察、消防、地域住民など総人員１万8,000人、車両2,300台、航空機43機が参加した、規模、内容とも全国に類を見ない訓練だったそうです。まさに今回の大地震では、全国各地から支援部隊が遠野市に集結し、このときの訓練が生かされ訓練どおりにそれぞれが拠点を置き、被災地支援に当たったようです。

後方支援開始のきっかけと市はどう対応したのかでは、「大槌高校に500人が避難している。水も食料も全くない。何とか手をかしてほしい」と、地震発生からおよそ11時間後の12日午前１時40分、市災害対策本部に１人の男性が飛び込んできた。大槌町から２つの峠を越えて遠野市にたどり着いた。歴史的なつながりの深い隣町の窮地を見捨てるわけにはいかないとして、市はすぐさま物資を調達し、同日午前４時50分、車２台に救援物資を積んで消防職員を向かわせた。そのときの職員の報告では、「言葉になりません」の一言だったそうです。

13日には後方支援本部を立ち上げた。市民も協力し、炊き出しでのおにぎりや衣類や食料、生活用品など各地からの支援物資を仕分けして被災地に届けた。支援に関係する外部の機関・団体も本部に入れ、情報を共有したことも大きかったとありました。

遠野市も相当の被害を受けていたようです。初動体制を時系列的に紹介しますと、3.11金曜14時46分、市内で震度５強を観測。市内全域で停電。災害対策本部設置。庁舎倒壊のおそれあるため駐車場前にテント設営。15時、遠野運動公園の開門を指示。自衛隊の受け入れ態勢を整える。15時28分、避難勧告発令。地区センターに避難所を設置し職員配置。15時44分、市内の一部地域で断水発生。17時40分、岩手県警機動隊が運動公園に集結。17時52分、第１回市災害対策本部会議を開催。遠野警察署、東北電力、自衛隊、郵便局も参加し、以後随時開催。釜石支援救急対応で消防職員３人、救急車１台を派遣開始。

12日土曜１時、議員全員協議会開催開催（市役所前テント内）。１時40分、大槌高校から駆け込んだ住民から救援要請。１時52分、庁舎内のＮＴＴ回線復旧し、地区センターと連絡可能に。１時59分、陸上自衛隊第９後方支援連隊が運動公園に集結。２時36分、大槌町の聞き取り状況を県災害対策本部に連絡し支援を要請。４時50分、消防職員が大槌町へ救援物資輸送。以後、搬送を継続。６時40分、給水車出動。14時、県災害対策本部から遺体安置施設の確保要請。20時50分、市内一部地域の電気が復旧。

13日日曜、東日本大震災後方支援活動本部設置。遠野テレビ生放送により災害対策本部情報の提供開始。10時40分、救援物資受け入れ・搬送場所を指定。14時、釜石市から老人施設利用者等の38人を受け入れ。15時、遠野市防災会議開催（市役所前テント内）と、以上のような震災後の初動３日間の状況でありました。特に避難所では、消防団や民生委員を初めとする地域住民が、率先して避難所設営や安否確認に奔走したようです。

翌日は、仙台市の震災廃棄物の処理と下水処理施設の被害と復旧状況について調査を行いました。仙台市も、約40年のサイクルで、宮城県沖地震による災害が発生しているという現状を理解しておりました。職員の説明では、震災廃棄物処理の基本的な考えは、発生量を約135万トンと推計し、地元企業の活用による地域経済の復興も念頭に、瓦れき等の最終処分まで、みずからの地域で処理を完結する仕組みを構築することとし、発災から１年以内の撤去、３年以内の処理完了を目指し、取り組みを進めてきたそうです。

瓦れき等の搬入場の整備及び運営では、自己完結型の瓦れき等の処理を目指し、一次・二次仮置場を一元化した搬入場を整備し、瓦れき等の運搬に伴う周辺環境の悪化防止、収集運搬作業の効率化に加え、可能な限りの分別・リサイクルのスペース確保、早期処理と安定化等の観点から、津波被害が甚大であった東部沿岸地区に３カ所、約100ヘクタールの敷地を確保し、専用の破砕と仮設焼却炉３基、日焼却量480トンを設置し、焼却処理を平成23年10月１日から順次開始。撤去現場では３種類の粗分別。さらに、搬入場で10種類以上に細かく分別し、市が処理する瓦れき発生量の50％以上のリサイクルを目指しているとのことです。現場で説明を受けた職員の１人は、応援のための県外の市役所職員でした。

次の南蒲生浄化センターでは、仙台市民約70万人分、日最大汚水量約40万立米の下水処理施設です。この処理施設は、昭和39年に簡易処理を開始し、平成23年３月末に処理施設の完成のやさきの地震と津波による被災とのことです。被害の状況は、地震よりも津波によるものが多く、場内の機器のほとんどが水没または冠水し、すべての機能が停止。建物は、海側が津波の影響で大きく破壊し、大きく湾曲した壁面は50センチもずれるなど、壊滅的な被害と特高受電鉄塔の倒壊による電源が喪失し、処理機能が停止したそうです。津波は、最大で10.5メートルに達していたようです。

所長の説明では、震災当時は100名を超える職員や工事関係者が管理棟屋上に避難し、一人の犠牲者もなかったことがその後の現場の指揮に大きな影響を与えたこと。さらに平成18年度に下水道災害対策マニュアルを整備し、平成22年度からは、施設の完成を目前にＢＣＰ策定の取り組みを全職員で検討してきた成果とありました。

応急復旧の取り組みとして、１つ、市民のトイレ利用を継続させること。２つ、汚水の溢水を防止し、衛生環境を保持すること。３つ、公共用水域の水質保全対策を順次進めることの３方針を定め、３月17日、放流ゲートを撤去。18日、簡易処理固形塩素消毒開始。４月15日、仮設遠心脱水機運転開始と、街中に汚水があふれ出さないよう、一日も早い対策に追われていたようです。所長か

ら場内の案内を受けているとき、早くここに一定のめどを立て、近隣市の施設復旧の手伝いに行かなければとの思いを話されておりました。

今回の行政調査を終えて強く残った印象は、遠野市の本田市長は、防災意識をどう確立すべきかでは、「自然災害に立ち向かうには防災も大事だが、減災も重要である。国、県、市町村という関係だけでなく、水平連携し、自分たちの役割は何かを意識して街づくりをする必要がある。足らざるを補い、お互いを生かしあう連携が必要だ」とありました。

以上のように、遠野市、仙台市の大災害に対するトップの対応意識のあり方を強く感じました。

私は、昨年12月の議会で企業長から、職員の参集訓練は実施する予定とのご答弁をいただいておりますが、職員の人事異動は毎年行われると考えますと、職員に対する危機管理意識の醸成、継続性の研さん方法について、いつ、どのような内容で企業団経営上の安全、安心に対する研修やＢＣＰの周知徹底などを図るか、企業長のお考えをお答えください。

次に、２項目として、お客様への安定給水についてお伺いいたします。まず、１点目の県水の有害物質含有の対応はですが、企業団の使命は安全で安心して低廉で豊富な安定供給であります。企業団は県水を90％受水しており、購入水道水は仲卸的な商品であると考えます。

先日、処理水からホルムアルデヒドが含有しているとの報道で、県内及び千葉県に影響があり、千葉県では断水騒ぎになりました。企業団は、県水を庄和浄水場と新三郷浄水場の２系統から受水しておりますが、庄和浄水場は含有に対し希釈で対処したとの報道ですが、新三郷浄水場からは高度浄水処理施設のため、問題はないようでした。以前から東京都民の金町浄水場は高度浄水処理施設であり、石原都知事がおいしい水としてペットボトルを販売した記憶もあり、今回も問題はありませんでした。

企業団の配水施設は、計画的な築比地浄水場の配水池の耐震化工事の実施や、細菌の繁殖抑制のため残留塩素添加などお客様対策を行っておりますが、なぜ企業団がお客様に対して、仕入れ商品である県水に対する有害物質のクレーム処理をしなければならないのでしょうか。６月23日の新聞に、県企業局の水道用水供給事業は前年度比26億円の純利益と報道されていました。それに、４カ所の浄水場に対し、高度浄水処理導入を検討と、県議会の一般質問で公営企業管理者が「県内の市や町の水道事業者から強い要望があった」と答えたとの記事がありました。このことに対し、購入商品の品質管理について、卸主である企業局に対し、どのように働きをかけてきたのか、さらに今後どのようにするのか、企業長のお考えをお答えください。

次に、２点目のお客様への広報等の判断基準はですが、有害物質含有のテレビ報道で驚きを感じたものです。春日部市は、「基準に適合した安全な水が供給されています」と、防災行政無線で放送を行い、さらに、松伏町も同様に放送を行ったとのことです。企業団は、県企業局からの情報提供や対策対応の協議等から、今回の事故対応の考え方として、お客様への広報等の判断基準は、安全安心を周知するのか、危険性を周知するのか、それともどのような状況を想定し、どう判断する

のか、企業長のお考えをお答えください。

以上でございます。

○（佐々木　浩議長）　ただいまの質問に対し、企業長の答弁を求めます。

〔福岡　章企業長登壇〕

○（福岡　章企業長）　それでは、ただいまの髙橋議員さんのご質問に順次お答えいたします。

まず、危機管理意識の醸成、継続性等の研さん方法についてのお尋ねでございますが、水道は社会経済活動に欠かすことができない社会基盤であり、住民の生活に不可欠な最も重要なライフラインの一つであることから、万が一災害や事故などが発生した場合でも、それによる被害、影響を最小限にとどめ、早期に復旧を図ることが非常に重要なことであります。

特に発生が懸念されている大規模な首都直下型地震等が起きた場合には、当水道企業団自身も被災する可能性が高いため、平常時の人員と執行環境を前提として業務を行うことができない状況になり得ます。そのため、発災時に優先して遂行する業務を事前に決めておき、限られた人員、資機材などの資源を効率的に投入し、業務の継続と早期復旧を図ることが重要になります。

現在、当企業団では、大規模災害が発生しても事業を継続して行えるよう、業務継続計画、いわゆるＢＣＰを策定すべく、地域防災計画との関連、被害想定、非常時に優先する業務の選定、発生時の職員の参集、そして実効性を確保するための訓練・教育などについて、先進的な他団体に学ぶべく、調査研究を進めているところでございます。

計画策定に当たっては、ワークショップなどの手法を用いて、職員を積極的に参加させることで危機管理意識の醸成を図り、もって危機発生時における初動対応が実効性のあるものとなるよう進めてまいりたいと考えております。また、業務継続計画策定後は、その計画が確実に機能し、いざというときに行動することができなければ意味がなく、そのための業務継続マネジメントが必要であり、研修や訓練を通してその実効性を高めていきたいと考えております。

ちなみに当企業団では、水道水の放射性物質の検出後策定いたしました「放射性物質対応、応急給水マニュアル」に基づきまして、昨年６月に給水訓練を実施いたしました。また、平成22年２月に冬の参集初動訓練を実施しておりますが、職員の人事異動などを踏まえ、本年の８月ごろに再度、参集初動訓練を行う予定としており、その成果を業務継続計画の策定に役立てていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、今後も水道水を継続して安定的に供給できるよう、万が一の事態に備えて業務継続計画を早急に策定するとともに、職員の初動応急給水訓練や研修・教育により、危機管理意識の醸成を図り、より実効性のある危機管理体制を確立していくよう努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、県水の有害物質含有対応についてのお尋ねでございますが、ご案内のとおり、当企業団の水道水は、配水量の約９割を、利根川水系の江戸川を水源とする埼玉県営の庄和浄水場と新三郷浄

水場より受水しております。

昨年３月11日以降、福島第一原子力発電所事故に起因し、水道水中に放射性物質（ヨウ素）が検出され、水質に対する安全性の確保がより求められることとなりました。水道法の検査項目に位置づけられていなかった、想定されていない物質とはいえ、その対応に苦慮し、応急給水マニュアルを策定するなど、現在もその備えを続けているところであります。先月、くしくも発生した河川表流水からのホルムアルデヒド検出によって、水道水の脆弱性が改めて問われたところでございます。

ホルムアルデヒド検出事故につきましては、５月18日に庄和浄水場から第一報がファクシミリにて送信されてきました。ともかく唐突で、状況が十分把握できない内容であり、これを受けて、当企業団では対策会議を開き、まずは確かな情報を収集すること、関係団体との連絡調整や庄和浄水場からの送水停止に備え、企業団浄水場における自己水の増産、配水池備蓄水の増量、給水車の準備などを行うとともに、新三郷浄水場からの送水量増量について県企業局へ要請を行いました。

庄和浄水場では、浄水において、水質基準値である１リットル当たり0.08ミリグラムを超えるホルムアルデヒドが検出されましたが、粉末活性炭の投入や備蓄水活用による希釈を行い、水質基準に適合した水を送水しているとのことでありました。

一方、新三郷浄水場では、急速ろ過方式に加え、オゾンと生物活性炭による高度浄水処理を行っているため、ホルムアルデヒドは不検出でありました。

当企業団といたしましては、給水区域内の水道水の安全性を確認するため、各浄・配水場から採水し、ホルムアルデヒド濃度の水質検査を実施いたしました。５月19日から25日まで都合６日間検査を行いましたが、その結果はすべてにおいて水質基準を下回る値でした。また、５月22日以降は、すべての検査結果が検出限界値の１リットル当たり0.008ミリグラム未満になったことや、排出業者が特定されたとの報道がなされたことを踏まえ、５月25日をもって検査を終了いたしました。

表流水への化学物質等排出規制につきましては、国の省庁を超えた対応や県レベルで厳しく規制することが求められます。環境省では、６月14日に有識者の検討会を開催し、何らかの法規制が可能かどうかの検討を始めました。また、埼玉県は、６月15日に再発防止に向け、ヘキサメチレンテトラミンの取り扱いや排水基準などをまとめた指導要綱を策定し、即日施行いたしました。

なお、現在、埼玉県では、群馬県及び東京都と協同して、毎日１回利根大堰付近で採水し、水質検査の継続、監視をしております。

将来にわたって安全・安心で良質な水を供給するため、当企業団では、埼玉県へ高度浄水処理の導入を事あるごとに強く働きかけてまいりました。今回のホルムアルデヒド検出事故で、既に導入済みの新三郷浄水場ではほとんどホルムアルデヒドが検出されないなど、同じ江戸川水系でありながら、その結果に大きな差があらわれました。カビ臭物質やトリハロメタンへの効果はもとより、ホルムアルデヒドについても有効であることが明白となった以上、安全性の面からも高度浄水処理の導入を図るべきであり、特に今後も化学物質の流出による水質事故が懸念されることから、庄和

浄水場へ高度浄水処理を早期に導入すべきであると考えます。

埼玉県は、平成18年度から平成23年度までの６年間をかけて、浄水方法最適化実験調査を県営４浄水場で行い、「オゾンと生物活性炭処理」による高度浄水処理の導入を検討する考えを示し、去る５月24日に、県営水道水の供給を受けているすべての水道事業者を構成員とする「埼玉県営水道用水購入団体等連絡協議会」に、県営浄水場に高度浄水処理を導入することについての意見を求めてきました。

同連絡協議会では、より安全な水道水供給のためにも、全浄水場への高度浄水処理の導入が必要であること、また多額の費用が必要となる高度浄水処理の導入に当たっては、徹底した経費削減や効率的な経営により、安易に料金引き上げにつなげることがないようにすることの２点を意見集約し、６月13日に埼玉県に回答いたしました。

これを受け、埼玉県では、現在開会中の６月定例会の一般質問において、県内５カ所ある浄水場のうち既に高度浄水処理が導入されている新三郷浄水場を除く４カ所の浄水場で、高度浄水処理の導入を検討する考えを示したところでございます。

住民の皆様に供給する水道水の約９割を県営水道に依存する当企業団といたしましては、今後も埼玉県に対して、安全・安心な水を安定的に供給するために、水質管理を徹底するとともに、「清浄にして豊富低廉な水の供給」を図るよう、あらゆる機会をとらえて意見を申し述べてまいりたいと存じます。

次に、お客様への広報等の判断基準についてのお尋ねでございますが、災害や事故などの危機が発生した場合の広報につきましては、いたずらに危機が強調されたり、曖昧なためパニックや流言飛語につながらないよう、情報の伝達の時期、方法、手段、表現内容等に十分留意し、提供する必要がございます。取水停止や断水など、住民生活に直結するような重大な事態が発生するような場合は、迅速かつ的確に住民の皆様にそれをお知らせすることが重要であります。

今般のホルムアルデヒド検出事故につきましては、庄和浄水場での水質検査の結果、水質基準に適合した水を送水しており、その安全性が確保されているとのことから、お客様への広報につきましては、いたずらに危機を強調しないよう、ホームページへの情報掲載やお客様からの問い合わせ対応を行うことといたしました。５月18日に当企業団への電話による問い合わせにつきましては35件ほどでございました。

しかしながら、ＮＨＫを初めとしたマスコミ各社により、春日部市内にある庄和浄水場でホルムアルデヒドが検出されたとの報道がなされたことを契機に、春日部市では問い合わせが殺到したことから、防災行政無線による放送を行ったと伺っております。また、松伏町におきましても、同様の防災行政無線による放送が行われたところでありますが、これは庄和浄水場と隣接するなど、地域的な特性を考慮したことによるもので、賢明な判断がされたものと認識しております。

今回の件では、埼玉県からの情報発信が遅く、情報提供が不十分で、情報発信源も一元化されて

いないなどの問題があり、県営浄水場からの給水区域が広域であったにもかかわらず、統一的対応の要請が全くなかったことなどから、各事業体の広報対応に違いが生じたものと考えます。これらの課題を通し、各事業体間での情報共有を図っていく必要性を強く感じたところであります。

そこで、これらの課題を解消するため、当企業団が会長を務める、埼玉県東南部の13事業体が加入する「日本水道協会埼玉県支部東部ブロック協議会」の臨時役員会を６月18日に開催し、災害等発生時における広域的な情報収集・伝達について協議を行いました。その結果、県営浄水場での災害発生時などには、県が県水を購入する各事業体へ一元的な広報内容と手段を示すべきであり、その方法が確立されるよう、あらゆる機会を通じて県に意見を申し述べていくこと、また各事業体間の情報共有用の様式を作成し、事務局である当企業団がそれを取りまとめて、東部ブロック協議会内の各団体間での情報共有を図っていくということを確認したところでございます。

なお、６月19日に開催された県企業局主催の「埼玉県水道用水供給事業全体会議」において、今般のホルムアルデヒド検出にかかわる埼玉県の対応についての説明がされました。企業局の水道担当部長からは、今回の対応についていろいろと不備があったことに対する謝罪があり、今後情報伝達のマニュアルを作成し、それに基づく伝達訓練を実施していくとの改善策が示されました。

全体会議を通して、今回のホルムアルデヒド検出事故では、県企業局から各事業体へ情報伝達が遅れたことや、十分な説明がなく、各事業体がその対応に苦慮したことなど、多くの改善すべき問題が提起されました。

いずれにいたしましても、お客様への広報等につきましては、今回の教訓を生かし、今後、県や関係機関等と明確な情報を広域的に共有するとともに、速やかに統一的な行動がとれるよう、県との伝達訓練などを通し、その確立を図ってまいる所存でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○**（佐々木　浩議長）**　ただいまの答弁に対し、続けての質問はありませんか。

15番、髙橋幸一議員。

○**15番（髙橋幸一議員）**　ご答弁ありがとうございました。

最初の質問でございますけれども、ＢＣＰは作成中であり、また職員の研修、そういったところも今検討中だというお答えをいただきました。俗に言う「仏つくって魂なし」というようなことにならないように、この辺は十分要望としてさせていただきますけれども、お願いいたします。

また、２項目めの県水の含有の関係でございますけれども、先ほどのご答弁の中にも、この状況において、高度浄水処理を行っている新三郷浄水場への供給を多くしてほしいていうようなお話がございましたが、今後４浄水場、高度浄水処理を導入するという言葉はあっても、いつから、いつできるかという期限に対しましては、相当期間がかかるのかなというところを考えますと、やはり購入商品としての品質としては、お客様への安心安全ということになれば、よりいいものを選びた

い、よりいいものを買いたいというのが消費者心理かと思われますので、今後この高度浄水処理施設が、ほかの施設ができるまで、新三郷系を多く要望するというところの中での、企業長、この辺どのような形で交渉されていくのか、この辺について再度お答えください。

○（佐々木　浩議長）　ただいまの再質問に対し、企業長の答弁を求めます。

〔福岡　章企業長登壇〕

○（福岡　章企業長）　それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

現在、新三郷浄水場から送水される県水は、当企業団では西部配水場のみで受水をしております。平成23年度の実績で申し上げますと、年間で約1,087万トン、１日当たりで約３万トンを受水しており、これは当企業団が受水する県水の約３割を占めております。

先ほど申し上げましたとおり、当企業団といたしましては、より安全・安心で良質な水を住民の皆様に供給するために、当企業団が受水する２つの県営浄水場のうち高度浄水処理が導入されていない庄和浄水場に、早期に高度浄水処理の導入をするよう強く働きかけてまいりました。

開会中の埼玉県６月定例会で、高度浄水処理の導入を検討する考えが示されたとはいえ、県が試算するところによりますと、新三郷浄水場を除く４カ所の県営浄水場への高度浄水処理の導入には、合わせて約699億円と多額の費用が必要となる見込みであり、単純計算で県水受水単価が１トン当たり５円30銭上がるとのことであります。導入順位の決定や予算措置がされるまでには一定の期間が必要となることが予想されます。さらに、その建設には相当期間を要するのではないかと考えられますが、高度浄水処理した水は、先般のホルムアルデヒド検出事故でも不検出であり、その有効性が実証され、カビ臭物質やトリハロメタンにも非常に効果が高いとの結果も出ておりますことから、今後も早期の導入を要望してまいりたいと考えております。

また、庄和浄水場に高度浄水処理が導入されるまでの間、新三郷浄水場からの送水量を可能な限り増量していただくよう県に働きかけてまいりました。その結果、新三郷浄水場の高度浄水処理施設が稼働した平成22年度には、県がその配水能力を確認するための試験的運転とはいえ、５月21日から10月４日までの水需要が増加をする夏場の約４カ月間に限って、東部配水場と南部浄水場に送水してもらった経過があります。これは、新三郷浄水場の配水計画にはなかったものでありますが、建設投資効果を最大限発揮すべきこと、送水管が東部配水場の近くを通っていること、強くアピールしたことなどを考慮していただいた結果と理解しているところであります。

平成23年度及び平成24年度におきましては、残念ながら福島第一原子力発電所事故に起因する電力不足等があり、同様の取り扱いをすることが不可能となりましたが、能力的には新三郷浄水場からの送水量の増量が可能ではないかと思われ、引き続き機会あるごとに要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○（佐々木　浩議長）　ただいまの再答弁に対し、重ねての質問はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**（佐々木　浩議長）**　以上で髙橋幸一議員の質問を終了いたします。

これにて企業団行政に対する一般質問を終結いたします。

◎諸般の報告

○**（佐々木　浩議長）**　この際、諸般の報告をいたします。

△特定事件の付託申し出の報告

○**（佐々木　浩議長）**　議会運営委員長から、特定事件について、閉会中の継続審査として付託の申し出がありましたので、特定事件一覧表をお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎特定事件の議会運営委員会付託

○**（佐々木　浩議長）**　これより、特定事件の閉会中における継続審査の件を議題といたします。

特定事件については、議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査事項として議会運営委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**（佐々木　浩議長）**　ご異議なしと認めます。

したがって、特定事件については、議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査事項として議会運営委員会に付託することに決しました。

◎閉議の宣告

○**（佐々木　浩議長）**　以上で本定例会の議事はすべて終了いたしました。

◎企業長のあいさつ

○**（佐々木　浩議長）**　この際、企業長からあいさつのため発言を求められておりますので、許可いたします。

〔福岡　章企業長登壇〕

○**（福岡　章企業長）**　議長のお許しをいただきましたので、６月定例会が閉会されるに当たり、御礼のごあいさつを申し上げます。

本定例会をご招集申し上げましたところ、議員の皆様にはご健勝のうちにご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

これから夏に向かって水道水の最需要期を迎えることとなりますが、ライフラインとしての水道

の重要性を十分に認識し、お客様に安全で良質な水を安定的に供給できるよう、私を初め職員一丸となり、水道事業の運営に邁進してまいります。

結びに、企業団議会議員の皆様には、今後とも限りないご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げますとともに、皆様のご健勝とご活躍をご祈念申し上げ、御礼のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○**（佐々木　浩議長）**　これをもちまして、平成24年６月越谷・松伏水道企業団議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

１２時０７分　　閉　会

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

議　　長	佐々木　　浩
副議長 議　　員	渡　　辺　　忠　　夫
前議長	伊　　藤　　治
議　　員	畑　　谷　　茂
議　　員	堀　　越　　利　　雄